

令和7年度生活困窮者支援活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、物価高騰等の影響により生活に困窮される方々等の多様な支援ニーズに対応することを目的に、その支援体制の強化、支援団体の支援及び掘り起しを図るため、民間団体等で鳥栖市が適切と認める団体等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに鳥栖市補助金等交付規則（平成15年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、厚生労働省の「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」に基づく補助であり、本要綱に定める事業に要する経費を交付の対象として、補助事業者が行う事業（以下「補助事業」という。）を対象とする。

2 この要綱において「鳥栖市が適切と認める団体等」とは、市内で生活困窮者の支援に取り組む法人等（任意団体を含む。）で、以下の要件をすべて満たしているものとする。

ア 鳥栖市内での生活困窮者への支援を主たる活動としており、これまでに活動実績があること

イ 鳥栖市生活自立支援センターと連携が図られていること、又は今後連携する予定の団体であること

ウ これまでに本補助金を受けたことがない団体であること（ただし、応募団体数が少なく予算に余裕が生じた場合は、この限りではない。）

エ 活動内容が公序良俗に反していない団体であること

オ 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは、暴力団員と密接な関係を持つ団体でないこと

キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと

3 第1項の「補助事業」は、本市に居住する生活困窮者に対する支援活動（特定の住所地に居住する生活困窮者のみを対象とするものではないこと。）のうち、物価高騰等の影響を受け、支援ニーズの増大により事業量や活動経費の増加が認められる場合であって、鳥栖市生活困窮者支援活動事業補助金交付団体選考会において必要性が認められた事業とし、以下の要件のいずれにも該当しないものとする。

ア 国、佐賀県、本市から補助金等（本補助金を除く。）を受け、又は国、佐賀県、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施する事業

イ 営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等を利する事業

ウ その他市長が適当でないと認める事業

(補助金の交付対象期間)

第3条 補助金の交付対象期間は、令和7年4月1日から令和8年2月28日までとする。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は別表のとおりとする。

2 別表の第1欄に定める種目で、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助対象額とする。

3 第2項の補助対象額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額（補助金申請額）とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号に關係書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第4条の規定によりこの補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更については、この限りでない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

(事業等の変更、中止（廃止）)

第8条 第6条第2号の規定により、市長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 第6条第3号の規定により、市長に中止（廃止）の承認を受けようとする場合の中止（廃止）承認申請書は様式第4号のとおりとする。
- 3 市長は、前2項の申請書の提出があったときは、補助金交付決定（取消・変更）通知書（様式第5号）により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 4 市長は、第1項の申請書の提出があったとき、補助金交付決定額に変更がない場合の補助金変更承認通知書は、様式第6号のとおりとする。

(実績報告)

第9条 この補助金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したときは、様式第7号に係る書類を添えて、速やかに提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、令和7年3月31日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により確定した額を補助事業等の完了後に補助事業者等の請求により交付するものとする。ただし、市長が補助事業等の性質上適当と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算で交付することができる。

- 2 市長は、前項により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について鳥栖市に返還することを命ずる。
- 3 第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第9号及び様式第10号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助対象者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、第2条第1項の補助対象者が第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 市長は、前2項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行し、令和7年度分の生活困窮者支援活動事業補助金から適用する。

別 表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
生活困窮者支援活動事業	市長が必要と認めた額（1団体あたり、50万円を上限とする） ただし、物価高騰等の影響を受け支援ニーズの増大により事業量や活動経費の増加が認められる分	地域の法人等（任意団体を含む。）が行う、生活困窮者の支援ニーズの多様化による増大した支援活動に要する経費（令和7年4月1日以降、令和8年2月末日までの経費に限る。） ・人件費 ・需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費） ・役務費（通信費、送料・運搬費、手数料、保険料、広告料） ・使用料及び賃借料 ・備品購入費（1件30万円未満のものに限る。）	10／10

様式第 1 号

令和 年 月 日

鳥栖市長 様

(所在地)
(団体) 長

生活困窮者支援活動事業補助金交付申請書

別添事業計画のとおり生活困窮者支援活動事業を実施したいので、金 円を交付されるよう、鳥栖市補助金等交付規則第 3 条及び生活困窮者支援活動事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類 所要額調書（別紙 1）
事業計画の概要（別紙 2）
役員名簿（別紙 3）
市税の滞納がないことを確認するための同意書（別紙 4）

確 認 書

上記申請に係る事業計画は、令和 年 月 日に開催した選考会において、適当と認められました。

令和 年 月 日

鳥栖市地域福祉課
地域福祉課長

生活困窮者支援活動事業補助金所要額調書

事業名	対象となる事業費 A	寄付金その他 収入額 B	補助対象額 C (A-B)	補助申請額 D
計				

(記入上の注意)

- 1 事業名は、別紙 2 の 2 で記入する事業名と一致させること。
- 2 対象となる事業費 A 欄は、別紙 2 の 3 で記入する支出予定額と一致させること。
- 3 寄付金その他収入額 B 欄は、事業に係る参加費や寄付金などを記入すること。
- 4 補助対象額 C 欄は、対象となる事業費 A 欄から、寄付金その他収入額 B 欄を引いた額を記入すること。
- 5 補助申請額 D 欄は、補助対象額 C 欄と、補助上限額 500,000 円を比較して、少ない方の額を記入すること。

事業計画

1 団体の概要

--

2 事業概要

事業名	
目的	
内容（対象者・回数等）	
事業量や活動経費の増加部分	

3 支出予定額

費 目		積 算 内 訳	小 計
人件費			
需用費	消耗品費		
	印刷費		
通信費			
使用料			
合 計			

※事業内容に応じ、適宜行を追加・削除すること

役 員 名 簿

【団体名：】					
役 職 名	フリガナ	生 年 月 日			
	氏 名	元 号 ※該当する元号を○で囲んでください。	年	月	日
		明 ・ 大			
		昭 ・ 平			
		明 ・ 大			
		昭 ・ 平			
		明 ・ 大			
		昭 ・ 平			
		明 ・ 大			
		昭 ・ 平			
		明 ・ 大			
		昭 ・ 平			

※この役員名簿により収集した個人情報については、この補助金からの暴力団の排除及び市税に係る徴収金に滞納がないことへの照会確認に使用します。

鳥 栖 市 長 様

私は、令和 7 年度生活困窮者支援活動事業補助金の補助事業者の要件である「市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないこと」の確認にあたり、税務担当課に私の市税等の課税状況及び納付状況についての照会がされることに同意します。

令和 年 月 日

住所（所在地）

フリガナ

氏名（法人・団体名等）

電話番号

鳥 地 福 第 号
令 和 年 月 日

様

鳥 栖 市 長

生活困窮者支援活動事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金については、鳥栖市補助金等交付規則第 4 条の規定により、下記のとおり決定したので、同規則第 5 条第 1 項及び生活困窮者支援活動事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定金額 円
- 2 条 件

令和 年 月 日

鳥栖市長 様

(所在地)

(団体) 長

生活困窮者支援活動事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった生活困窮者支援活動事業補助金について、下記のとおり事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、鳥栖市補助金等交付規則第7条第1項及び生活困窮者支援活動事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

(注) 1 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。

2 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるように記載すること。

令和 年 月 日

鳥栖市長 様

(所在地)

(団体) 長

生活困窮者支援活動事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった生活困窮者支援活動事業補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、鳥栖市補助金等交付規則第7条第1項及び生活困窮者支援活動事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）年月日 令和 年 月 日

2 中止（廃止）の理由

鳥地福第 号
令和 年 月 日

様

鳥栖市長

生活困窮者支援活動事業補助金交付決定（取消・変更）通知書

令和 年 月 日付け鳥地福第 号で通知した補助金の交付決定については、
下記のとおり（取り消す・変更する）ので、鳥栖市補助金等交付規則第 7 条第 3 項及び生活困窮
者支援活動事業補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 変更後の交付決定金額 円
- 2 取消・変更の理由
- 3 その他

様式第 6 号

鳥地福第 号
令和 年 月 日

様

鳥栖市長

生活困窮者支援活動事業変更承認通知書

令和 年 月 日付け鳥地福第 号で交付決定を行った生活困窮者支援活動事業については、令和 年 月 日付け生活困窮者支援活動変更承認申請書に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

変更内容 :

様式第7号

令和 年 月 日

鳥栖市長 様

(所在地)

(団体) 長

生活困窮者支援活動事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった生活困窮者支援活動事業補助金について、下記のとおり事業を実施したので、鳥栖市補助金等交付規則第11条及び生活困窮者支援活動事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類 所要額調書（別紙5）
事業の概要（別紙6）

確 認 書

上記実績報告に係る支出は、令和 年 月 日に関係書類を確認したところ、適当と認められました。

令和 年 月 日

鳥栖市地域福祉課
地域福祉課長

生活困窮者支援活動事業補助金所要額調書

事業名	対象となる 事業費 A	寄付金その 他収入額 B	補助対象額 C (A-B)	補助申請額 D	補助金 決定額 E	補助金 受入済額 F
計						

(記入上の注意)

- 1 事業名は、別紙 4 の 1 で記入する事業名と一致させること。
- 2 対象となる事業費 A 欄は、別紙 4 の 2 で記入する支出額と一致させること。
- 3 寄付金その他収入額 B 欄は、事業に係る参加費や寄付金などを記入すること。
- 4 補助対象額 C 欄は、対象となる事業費 A 欄から、寄付金その他収入額 B 欄を引いた額を記入すること。
- 5 補助申請額 D 欄は、補助対象額 C 欄と、補助上限額 500,000 円を比較して、少ない方の額を記入すること。
- 6 補助金決定額 E 欄は、様式第 2 号で通知した額を記入すること。
- 7 補助金受入済額 F 欄は、様式第 10 号（概算払）で請求した額を記入すること。

事業の概要

1 事業概要

事業名	
事業内容及び実施回数等	

2 支出額

費 目		積算内訳	小 計
人件費			
需用費	消耗品費		
	印刷費		
通信費			
使用料			
合計			

※事業内容に応じ、適宜行を追加・削除すること

鳥地福第 号
令和 年 月 日

様

鳥栖市長

生活困窮者支援活動事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、下記のとおり補助金の額を決定したので、鳥栖市補助金等交付規則第 1 2 条及び生活困窮者支援活動事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。

記

1 交付確定金額 円

令和 年 月 日

鳥栖市長 様

（所在地）
（団体）長

生活困窮者支援活動事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け鳥地福第 号で確定の通知があった生活困窮者支援活動事業補助金として、下記の金額を交付されるよう鳥栖市補助金等交付規則 1 3 条及び生活困窮者支援活動事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

振込先口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	1 普通	2 当座
口座番号		
口座名義 (フリガナ)		

令和 年 月 日

鳥栖市長 様

(所在地)
(団体) 長

生活困窮者支援活動事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け鳥地福第 号で交付決定の通知があった生活困窮者支援活動事業補助金として、下記の金額を交付されるよう鳥栖市補助金等交付規則 1 3 条及び生活困窮者支援活動事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

振込先口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	1 普通	2 当座
口座番号		
口座名義 (フリガナ)		